議案第 83 号

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年 11 月 29 日

提出者　　立川市長　清　水　庄　平

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）の公布による。

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成16年立川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（権利保護） 第３条　……略…… ２　市長又は教育委員会は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、特に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。 （届出） 第５条　防犯カメラ設置者は、管理運用基準を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。 ２　地域団体は、委員会を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。 （開示請求） 第11条　管理責任者は、本人から映像データについての開示請求があったときは、個人情報保護法及び管理運用基準の定めるところにより、可否を決定しなければならない。	（権利保護） 第３条　……略…… ２　市長又は教育委員会は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、特に立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号。以下「保護条例」という。）を遵守し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。 （届出） 第５条　防犯カメラ設置者は、前条第１項に規定する管理運用基準を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。 ２　地域団体は、前条第２項に規定する委員会を規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも同様とする。 （開示請求） 第11条　管理責任者は、本人から映像データについての開示請求があったときは、保護条例及び基準の定めるところにより、可否を決定しなければならない。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。